

▶▶ 今月の主な記事

一般建築物石綿含有
建材調査者講習会
2

支部便り
新桂川支部 夏特集
3

「働き方改革関連法」
が施行
4

紀行
中国「ウイグル」
5

2022年10月から社会保険の適用対象が拡大されます

対象の企業さまはご準備お済でしょうか？

2022年10月と2024年10月、社会保険の適用対象が段階的に拡大されます。これまで社会保険の適用外となる働き方をしていたパートタイマーも、改正により新たな加入対象となり得るため、企業と従業員双方に大きな影響が予想されます。

従業員（正確には、社会保険の被保険者）が一定数を超える規模の企業は、社会保険の加入要件を満たす労働者に加えて、「短時間労働者」についても社会保険に加入させなければなりません。それが今回の改正法によって、下記ようになります。

1. 企業の規模要件が、現行の500人超から100人超(2022年10月以降)、最終的には50

人超(2024年10月以降)と段階的に拡大

2. 「短時間労働者」の範囲が一部拡大

週の所定労働時間が20時間以上であり、雇用期間が2か月超見込まれること、賃金月額8.8万円以上(年収106万円以上)、また学生でないことが要件となります。4つの要件をすべて満たす従業員(短時間労働者)は、被保険者となります。

社会保険の適用拡大によって企業における最も大きな影響とは社会保険料の負担の増加です。また新たに加える対象となる従業員にとって、社会保険料の負担は大きな変化となります。

自社が今回の改正対象にあたる

のか、対象に当たる場合は加入対象になる従業員の把握など事前に準備や従業員への説明が必要になってきます。社会保険加入を希望しない従業員に対しては、働き方の見直しが必要になりますので、改正内容についてきちんと伝えることが大切です。

《改正内容》

現在	従業員 500人超規模	雇用期間が 1年以上 見込まれる
2022年 10月以降	従業員 100人超規模	雇用期間が 2か月超 見込まれる
2024年 10月以降	従業員 50人超規模	雇用期間が 2か月超 見込まれる

軽天・ボード工事 -内装工事全般-



工事規模の大小や個人・法人を問わず素早く対応いたします

建物の内装に関わる施工一貫
軽天工事・ボード工事は
弊社におまかせください。

株式会社TRUST 京都府知事認可
(般-2)第42840号
〒616-0065 京都市右京区西院日照町86-6 おおやまビル3F
TEL/FAX 075-432-8736 Mobile 090-5889-2450

一般建築物石綿含有建材調査者講習会

厚労省が定めた石綿障害予防規則(建築物等)の改正に伴い、令和5年10月1日より建築物(建築設備を含む)の解体・改修工事を行う際の資格者による事前調査の実施が義務化とされます。このような状況を踏まえて、石綿含有建材調査者資格の取得に向けた講習会を組合主催で開催いたします。



日時：1日目 10月17日(月)
9:30～17:30
2日目 10月18日(火)
9:30～18:00
(両日ともに9:00～受付開始)
会場：ホテルビノ京都
2階 ひえいの間
内容：技術系・現場系資格を専門とした通信教育会社SAT株式会社の動画講義を2日間にわたり行います。
対象者：全京都建設協同組合
組合員(従業員の方)

受講料：45,000円
主催：全京都建設協同組合
協力会社：SAT株式会社
※学歴や実務経験などの受講資格がございますので、事前にお送りした内容もしくは組合本部までお問合せください。

問い合わせ先：
全京都建設協同組合 組織部
075-382-1021

事業継続計画に対する京都府企業の意識調査

事業継続計画(BCP)とは「企業が自然災害、テロ攻撃などの緊急事態に遭遇した場合において、事業資産の損害を最小限にとどめつつ、中核となる事業の継続ないし早期復旧を可能とするために、平常時に行うべき活動や緊急時における事業継続のための方法、手段を取り決めておく計画」のことです。

新型コロナウイルスや2022年以降ではロシアのウクライナ侵攻、近年各地で頻繁に発生している豪雨や地震

など自然災害のほかサイバー攻撃によるシステム障害など企業の事業継続リスクは年々増加しています。企業においては平常時からこうした緊急事態に備え、BCPを準備しておく必要があります。京都府企業のBCPの策定率は15.1%で前年比増加となりましたが、「大企業」と「中小企業」における策定率の差は依然として大きく、BCP策定に対する企業の意識は2極化が進んでいます。特に中小・零細企業では、ノウハウ・スキル、人材、

時間が足りておらず、経営者の意識不足もあって、着手が遅れている企業が依然として多くなっています。一企業の自助努力だけでは全てのリスクに対応することは難しく、今後の国や自治体、地域、業界団体などの支援体制の拡充が策定率向上の一歩となると思います。地域力維持のためにも、今以上に地域をあげてBCP策定に取り組む必要があると言えます。

(帝国データバンクより)

ビル用サッシ設計・施工

アルミ製建具
スチール建具
ステンレス製建具
アルミ金物



京滋不二サッシ株式会社

京都市山科区小山西御所町5-8

TEL:075-593-7563 FAX:075-593-1684

Mail: keijifuji_1010@ia9-itkeeper.ne.jp

第50回 京都府中小企業労務改善集団連合会 ボウリング大会開催

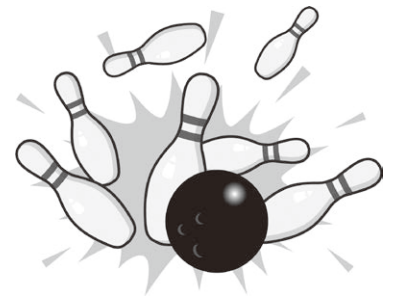
京都府中小企業労務改善集団連合会主催のボウリング大会が令和4年7月31日(日)にMKボウル上賀茂で開催されました。感染症の拡大で開催が延期されていましたが、今回は感染予防対策を講じた上で、予定通り実施されました。

全京都建設協同組合でも3チーム(1チーム3名)が参加して各入賞を目指して挑みました！ボウリングをするのは何年ぶり、何十年ぶりという集まりの組合チーム(笑)また記憶に残るプレーと年齢の進みも加味して自分自身どのような

プレーができるのか不明な人が多く当日までの楽しみとなっていました。

結果はというと…個人の飛賞やブービー賞をいただきました。職員で参加して楽しくプレーできたことが一番よかったように思います。

次の日は言うまでもなく筋肉痛に苦しむ人もおり、完全に運動不足を自覚して日々の業務についていました。コロナ禍で職員同士の交流がなかなか出来ておらず、今回参加させていただいたことで、



交流の大切さ、楽しさを実感できることができました。

組合でもスポーツ大会、交流ができる企画を考えていかなければいけないと再認識できましたし、職員だけではなく組合員さんとの交流が何よりも組合に必要なことですので、支部を含めて盛り上げていきたいですね。

支部便り

納涼例会 & BBQを開催しました！

新桂川支部 夏特集

～2022年度 納涼例会～

新桂川支部では3年ぶりに納涼例会を開催しました。夏にしか味わえない川床をチョイス。ここ最近暑さが増していてどうなることかと思っておりましたが、通り雨のおかげか、川の上のおかげか、とても涼しい風が通り気持ちよく食事・お酒を楽しむことができました。

コロナ禍の影響もあり参加ができずにいた方も数名いらしたので、次回開催の際は、従業員の方、ご家族も含め多くの方にご参加いただけたら嬉しく思います。

今年から入組した山ノ内職員も今回は初参加！新桂川支部ならではのオープンな雰囲気ですぐにな

じめることができたことに感謝しています。

納涼例会の際には、新桂川支部での企画や今後の計画を練ることができ、より一層組合員さんとの交流をはかる機会を作れるように準備していきたいと思います。

～琵琶湖 雄琴にてBBQ～

8月27日(土)にこちら3年ぶりに琵琶湖の雄琴にてバーベキュー&クルージングを行いました。(株)DAYTORAの岩井さんの運転で琵琶湖をクルージング！天気にも恵まれて気持ちの良い風を感じながら琵琶湖の上を堪能させていただきました。

バーベキューも含めて野外で開放的な気分で過ごすことができ、3年前よりも多くの方に参加をいただけてコロナ前の活気が戻ってきたように感じました。今後も新桂川支部ならではの企画を考えていきたいと思いますので、その際は皆さまのご参加お待ちしております！



クルージングの様子

「働き方改革関連法」が施行されています

京都働き方改革推進支援センターが事業主の皆さまを無料でお手伝い!!

日本が直面している「少子高齢化による労働人口の減少」「長時間労働者と非正規労働者の賃金格差」「有給取得率の低迷」「育児や介護との両立など」、政府は近年、働き方改革を推進しています。

○年次有給休暇の確実な取得

有給は労働者の権利ですが、日本の有給取得率は最高でも50%程度になっています。働き方改革関連法案では、10日以上有給が付与される労働者に、年5日の有給休暇を与えることが義務化されています。

○同一労働同一賃金

同じ業務内容にもかかわらず、非正規雇用者に対して、正社員よりもはるかに低い賃金が支払われていることがあり、かねてより問

題視されていましたが、現在は待遇格差の解消が義務化されています。雇用形態に関係なく、同一の仕事をしているのであれば同一の賃金の支払いを義務づけると同時に、待遇差がある場合はその内容や理由について説明することも義務化しています。

また2023年から施行される法改正の内容もあります。

2022年現在は、これから適用される法改正は労働基準法の「月60時間超割増率引き上げ」です。従来の労働基準法では、月60時間以下の時間外労働の場合だと割増賃金率25%以上、月60時間超だと50%以上と定められていました。これは大企業に適用されており、中小企業では猶予措置がとら

れ、月60時間以下でも60時間超でも25%となっていました。

しかし、2023年4月にはこの猶予措置が終了し、月60時間超の時間外労働においては割増率50%以上に引き上げとなります。月60時間超の時間外労働を行った場合、割増賃金(25%以上を上回る部分)の代わりに代替休暇を与えることも可能です。

働き方改革って？業務効率化から始めたい、何から始めたらよいかわからない36協定作成ポイントなど上記内容も含めてお気軽に相談機関を活用ください。

京都働き方改革推進支援センター

受付時間：9時～17時

TEL：0120-417-072

FAX：075-254-8975

12条点検をドローンで！！

建築基準法12条が改正されドローンの使用が推奨されており、
外壁調査・屋上点検にドローンを利用することで時間も費用も大幅に削減できます。



ドローンを使った外壁調査なら
株式会社 エム・アール・ピー



中国「ウイグル」

一人ぼっち旅行のおはなし

その③ カシュガル観光 ～中編～

中国最西端の街「カシュガル」をインターネットで調べると、イスラム的雰囲気のある賑やかな街や住民の様子がよく見られますが、私の訪れたカシュガルはすごく静かで物寂しい様子でした。オフシーズンの真冬であったことと、政情があったのだと思います。現地ウイグル族の住居エリアということで案内された「カシュガル古城」は、観光地として整備されたであろうことが容易に想像させられる整いすぎた街並みがまるでテーマパークのようでした。もとは本物の旧市街地であった場所が観光資源として開発されたようで、開発される前のカシュガル古城の様子を帰国後にインターネットで見ても、「まさに旧市街」といった風情でした。掲げられた看板や案内のほとんどが中国語表記だったのも、“即物的旧市街”の感を強めており、ウイグル族の文字で表記されたものはほぼ皆無でした。ウイグル族らしき住民よりも多く目につくのは軽装ながらも武装した地元の警官隊で、あちこちに設置された監視カメラが異様でしたが、警官隊にあまり緊張感は見受けられませんでした。

たまにぼつぼつと現れる露店を横目に古城内を歩き回った後、ウイグル最大規模のモスク「エイティガール寺院」を訪れました。薄黄色いクリーム色が上品なイスラム教寺院の入り口では警官が守衛として詰めており、同行ガイドさんによると「ウイグル人はここに来ると後日逮捕される」とのことでした。入場の際に提示を求められる身分証明証で容疑者リストに上がってしまうようで(中国では美術館の入場にもパスポートが必要)、それを恐れて地元の人でも近寄らないそ

うです。彼は観光ガイドとしての身分証を持っているので、随行員として入場が特例で許されるとのことでした。寺院内にいたのは日本人観光客の私達一行と、漢民族の観光客が1グループだけで、土足厳禁と提示された礼拝所に土足で上がり込んだ観光客をガイドさんが注意していました。(何人とは言いません)

イスラム教圏を訪れるのは初めてのことでありませんでしたが、モスクに上がり込んでガラーンとした祈りの場を見るのは初めての体験でした。現役の寺院として機能していれば、おそらく建物内部の礼拝所にイスラム教徒ですらなく、ましてや女性の自分が上がり込めるわけがないからです。イスラム教の宗教的態度がこの文化圏で実施されていた時分には、宗教的指導者が教義を説きながら読み書きを指導する寺子屋的な活動も行われていたとガイドさんは話していましたが、「でも、そういう環境から過激な思想が生まれるんですよ。この状況が好きじゃないけど、過激なのはダメです。僕のお兄さんは過激だから連れてかれてしばらく帰って来てません」と、まるで近所のご夫婦がしばらく離島でバカンスして帰って来てません、ぐらいのテンションで言うので、すーっと肝が冷えました。

エイティガール寺院の外に出て振り返ると、真っ赤な国旗が正門の上にお子様ランチの旗よろしくとはためいていました。征服の御印であるそれが信教のランドマークに突き刺さっているのは、やはり、快い風景ではありませんでした。

つづく

光本瓦店有限会社 光本のり子



カシュガル古城の入口
テーマパーク化された旧市街



お仕上げばっちりて生活感の乏しい
カシュガル古城内



ウイグル最大規模のモスク
「エイティガール寺院」前景

インボイスへの対応確認 全建総連調べ

4月～5月に一人親方を対象として行ったアンケート調査で、取引先の上位企業からインボイスへの対応について「何も聞かれていない」とした回答が88.9%を占めた。令和5年10月導入を控えて、制度の周知や元下間の協議が進んでいない現状が浮き彫りになった。

アンケートの対象は、年間の課税売上が1000万円以下で消費税の納税を免除されている一人親方。インボイス制度の開始後は、免税されている事業者を下請けにした上位企業(元請けや上位下請け)は、納めなければならない消費税額が増える。このため、下請けは消費税を納める課税事業者に転換するよう求められる可能性がある。

週休2日などさらに深化を 国交省・日建連

週休2日制の実現や処遇改善を通じた担い手確保、公共工事の生産性向上の取り組みについて、連携を強化し、さらに深化させることを申し合わせた。

週休2日の実現に向けて国交省は、4週8閉所を基本としつつ、「交代制」により4週8休を確保するモデル工事を実施してきた。令和4年度は当初契約後に「閉所」か「交代制」を選択できる試行工事を、四国地方整備局と九州地方整備局で実施。公共工事での週休2日の確保をさらに進めることとしている。処遇改善を通じた担い手確保では、建設キャリアアップシステム(CCUS)のブロック別連絡会議で現場見学会を開き、CCUSの理解や利用を促進する。

コロナの医療ひっ迫回避 職場復帰に陰性証明書不要 国交省

新型コロナウイルス感染症の第7波による感染拡大で、感染した従業員の療養開始と職場復帰に際して、医療機関などが発行する検査証明書の提出を求めないよう、主要な建設業団体112団体に要請した。医療のひっ迫を回避する。

要請では、自主検査で感染が判明した従業員から医療機関や保健所が発行する検査結果の証明書の提出を改めて求めないこととした。やむを得ず陽明を求める場合、医療機関や保健所が発行する書類ではなく、自ら検査結果を示す画像を撮影するか、陽性者本人がスマートフォンやパソコンで自身や家族の健康状態を入力できる健康管理システム「MyHER-SYS」で療養証明書を取得するとした。

登録基幹技能講習 送電線、さく井を追加 国交省

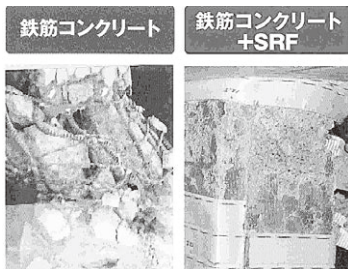
建設業法施行規則に基づく新たな登録基幹技能者講習として「送電線」と「さく井」の2職種を7月26日付で認定した(国土交通省登録)。「送電線」が41職種目、「さく井」が42職種目となる。このうち「送電線」は、送電線建設技術研究会が講習を行う。令和5年度に講習を開始し、10年間で1000人の送電線工事基幹技能者の育成を目指す。

受講資格者は10年以上の実務経験、3年以上の職長経験、安全優良職長厚生労働大臣顕彰者。1級または2級施工管理技士など。

想定を超える大地震に耐える

SRF

震度8耐震



繰り返しの地震の揺れに強い「SRF工法」
強靱で柔軟なポリエステル繊維製のベルトを巻きつけ・貼りつける耐震補強工法です。
震度7クラスの揺れを数回加えても、倒壊しないだけでなく揺れも抑えることが確認されています。



石山テクノ建設株式会社
一級建築士事務所

〒601-8468 京都市南区唐橋西平垣町38-1
TEL (075) 682-4377(代) FAX (075) 682-4378

法律Q&A 配偶者居住権について

毎月第一水曜日
無料法律相談

Q 夫が亡くなり、妻である私と、二人の子で亡夫の遺産を相続することになりました。遺産は自宅不動産(価値2000万円)と預金2000万円です。私は今後も自宅に住みたいのですが、お金もなくては生きていけません。一方、子らはお金に困っているのか、話し合いがまとまりません。これから遺産分割調停になりますが、私の権利はどうなりますか。

A 配偶者(夫)が亡くなり、片方の配偶者(妻)と子二人が相続人となった場合、相続分は配偶者2分の1、子らは4分の1ずつになります。確かに、ご相談の事案だと、あなたが自宅を相続すると、預金

は全て子らのものになってしまいます。

このような事案の解決のために、2020年4月1日に施行された改正民法で導入された「配偶者居住権」です。この日以降に発生した相続に適用されます。配偶者居住権は遺産分割(話し合い・調停)でも設定できますが、相続人間で話し合いがつかない場合、家庭裁判所の審判で取得することができる場合もあります。

ご相談の事案で、配偶者居住権が1000万円とされた場合、子らが配偶者居住権の制限を受けた不動産の所有権(価値1000万円)を取得し、あなたは配偶者居住権に加えて預金1000万円も得ること

ができます。

ただ、配偶者居住権を設定すると、配偶者はその後に不動産を売却できなくなります。また、配偶者居住権の価値は残された配偶者の平均余命などをもとに算定されるので、配偶者の年齢によっては、配偶者居住権の価値が大きくなり、相続できる預金の額が減ります。また、この権利を主張できるのは法律婚の場合のみです。利用の適否は、慎重に判断する必要があります。

(京都第一法律事務所)
弁護士 渡辺輝人

京都第一法律事務所

TEL.075-211-4411(代)

弁護士 秋山健司	弁護士 岩橋多恵	弁護士 高木野衣	弁護士 細田梨恵
弁護士 荒川英幸	弁護士 大河原壽貴	弁護士 高橋良太	弁護士 村山 晃
弁護士 飯田 昭	弁護士 大島麻子	弁護士 谷 文彰	弁護士 森川 明
弁護士 糸瀬美保	弁護士 奥村一彦	弁護士 寺本憲治	弁護士 森田浩輔
	弁護士 尾崎彰俊	弁護士 藤井 豊	弁護士 渡辺輝人

建設協組の組合員さん、ご家族のご相談は初回無料です。
毎週木曜日10時~12時、1時~3時まで電話無料相談もあります。

無料電話
相談 0120-555-262

毎月第一水曜日 午後1時半~4時まで組合本部にて出張法律相談実施中(相談無料)



京都市中京区烏丸通二条上る蒔絵屋町280番地
ヤサカ烏丸御所南ビル 4階

労基協の技能講習

●玉掛け技能講習

日程：10月20日(木)～22日(土)

会場：京都経済センター

受講料：22,000円(税込)

テキスト代：1,650円(税込)

●フォークリフト運転技能講習

学科日程：10月4日(火)

技能日程：10月5日(水)～7日(金)

学科会場：京都経済センター

技能会場：三菱ロジスネクスト(株)

受講料：35,200円(税込)

テキスト代：1,650円(税込)

●酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習

日程：10月26日(水)～28日(金)

会場：京都経済センター

受講料：19,250円(税込)

テキスト代：2,310円(税込)

●有機溶剤作業主任者技能講習

日程：10月13日(木)～14日(金)

会場：京都経済センター

受講料：12,100円(税込)

テキスト代：1,980円(税込)

【問合せ・申込み】

(公社)京都労働基準協会

Tel.075-353-3503

※連合会のホームページ

<http://www.kyoukiren.or.jp>



※受講申込者が少人数の場合は中止になることがありますのでご了承ください。

建災防の各種講習

●型枠支保工の組立て等作業主任者技能講習

日程：10月27日(木)～28日(金)

会場：京都建設会館 別館

受講料：11,430円(税込)

●高所作業車運転技能講習

日程：11月17日(木)～18日(金)

会場：京都建設会館

受講料：38,550円(税込)

●石綿作業主任者技能講習

日程：10月12日(水)～13日(木)

会場：京都建設会館

受講料：13,200円(税込)

※「石綿作業主任者技能講習」は追加開催の日程が随時ホームページにて更新されております。建災防のホームページをご確認ください。

【問合せ・申込み】

建設業労働災害防止協会

京都府支部

〒604-0944

京都市中京区押小路通柳馬場東入

京都建設会館別館内

Tel.075-231-6587

Fax.075-251-0058

受付時間：午前9時～午後5時

※ホームページから講習予定、申込書が取り出せます。

<http://kensaibo-kyoto.jp/>



※新型コロナウイルスの感染拡大状況により、各講習を中止させていただきます場合がございますので、予めご了承ください

広告掲載社募集



お気軽に
お問合せ
ください

(組合員価格) 小：3,000円 大(この寸法)：5,000円

(員外価格) 小：5,000円 大(この寸法)：7,000円

◆その他2/5段、1面広告などあります。

◆組合員さんはお得な年割りもあります。

お問合せ：全京都建設協同組合までお問合せください。

TEL：075-382-1021 FAX：075-394-3201

7月定例理事会

●7月定例理事会は7月28日(木)にZoomにて理事8名、監事1名の出席で行われました。

<協議事案>

- 第1号議案 特定調停(7/6)の報告と今後
- 第2号議案 洛南事務所の件
- 第3号議案 組織体制について

<報告事案>

- 第4号議案 月次報告
- 第5号議案 組合diary

組合日誌

本部

- 9/20 三役会議
- 9/28 定例理事会

支部

- 9/6 JIC(役)
- 9/14 洛中(役)

編集後記

日本では各学校の入学式が4月に行われています。しかし新型コロナウイルスの影響で休校が長引いた関係で9月入学という声が浮上してきました。

結果としては9月入学、新学期などは見送りの方向で進んでいますが、現実的な検討案として審議されたこともあり、大きな話題になりました。その年に当たるであろうわが子の計算をしたり、どうなるのだろうという不安な気持ちになったのは記憶に新しいと思い

ます。

9月入学のメリットとしては、海外の標準に合わせることで留学がしやすい、受け入れやすい。また世界的水準と同じになるので、国際交流も盛んになります。今回の場合であれば休校によって起きた学習の遅れを取り戻すことも可能でした。

しかしデメリットも多くあり、切り替え時に児童が一時的に増加することによる懸念、教員不足、移行期間中の空白の期間、受験の

日程変更や就活の調整など様々な問題が出てきます。

しかし現役高校3年生や中3、小6の子どもたちにとっては、大切な最後の1年をやりなおせる機会でもありました。新しい生活様式が浸透している中ですが、まだまだ制限されることもあり子どもたちの生活に影響が出ないような日常になってほしいと心から願います。

心をつなぐお手伝い

私たちはお客様の事業と運動に貢献する、パートナーでありたいと願っています。

印刷媒体、映像媒体、電子メディアの企画・制作、
イベント企画、DTP指導サービスの提供

 株式会社 **きかんしコム**

〒601-8205 京都市南区久世殿城町330-1 TEL.075-935-1115(代) FAX.075-935-5100
E-mail: com@mediapark.co.jp https://kikanshicom.jp/

全京都建設協同組合 メールアドレス一覧

組 織 部	soshiki@zenkyoto.jp
建設工事事業部	koji@zenkyoto.jp
機 材 リ ー ス	kizai@zenkyoto.jp
(総 務)	soumu@zenkyoto.jp
洛南事務所	raknan@zenkyoto.jp

ホームページ <https://zenkyoto.jp/>

次世代足場の自社保有材導入しました
全ての仮設工事に対応可能



www.daytora.net

関東営業所開設しました

海外事業 **DAYTORA VIETNAM CO.,LTD.**

ベトナムでJAPAN QUALITYの足場組立解体レンタルサービス始めます。

ハノイ事務所

Lot2c1,Nam Trung Yen,Trung Hoa ward,Cau Giay district,Hanoi.

E-mail : info@daytora-vietnam.com

Website : <http://daytora-vietnam.com/>

足場工事 株式会社 **DAYTORA**

京阪機材センター

〒618-0091 京都府乙訓郡大山崎町円明寺門田8
TEL 075-958-4400 FAX 075-958-4700

大阪営業所

〒581-0056 大阪府八尾市南太子堂4丁目2-28
TEL 072-998-7851 FAX 072-998-7852

◎ 関東営業所

〒340-0114 埼玉県幸手市東3丁目26-1
TEL 0480-53-3282 FAX 0480-53-3283

基礎工事 株式会社 **デイトラ土木**

〒618-0091 京都府乙訓郡大山崎町円明寺門田8
TEL 075-955-4455 FAX 075-958-4700